

132帯のこ盤を起因物とする死傷災害100事例まで（2019年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	小業種	労働者規模
1	2019	1	16 ～ 17	製材作業中、割いた板が送材車に乗り、次のレーンに落ちずに途中で止まった。板がレーンに流れるよう左手で直そうとした際、送材車のチェーンに軍手が挟まり、左手を抜こうとして左手薬指を切断した。	40	7	10401	1～ 9
2	2019	2	8 ～ 9	端材を均等の厚さにするためテーブル機で腹押し作業中、板と回転しているローラーの間に右手中指先を挟んで骨折した。	48	7	10409	1～ 9
3	2019	4	13 ～ 14	構内にて、帯鋸機を通過し、回転している帯鋸を認識せず、掴もうとした際、左手の平に創傷を負った。	46	8	10401	1～ 9
4	2019	6	16 ～ 17	プラスチック製品のいらない所を帯ノコで裁断していて、ノコ台とノコに断片が引っ掛かり、それを手で外そうとして帯ノコの刃に左手中指が触れて挫創を負った。	66	8	170101	10 ～ 29
5	2019	6	19 ～ 20	ディスク端材を帯のこでバラシ作業中に、端材の束が帯のこ回転方向に引き込まれ、その勢いで手が帯のこ刃と接触し、右手甲の人差し指付根に挫創および腱損傷を負った。	56	8	10805	100 ～ 299
6	2019	6	15 ～ 16	製材工場内にて、ツインハンドソーを用い一般製材品を制作中、帯鋸にヤニ・オガ粉の付着があり、機械を止め、スクレイパーにて取り除く作業中、鋸が完全に停止しておらず、スクレイパーが刃先に接触し、右手が弾かれ、帯鋸が右中指、示指、母指、母指示指の間	55	8	10401	10 ～ 29

				に当たり負傷した。				
7	2019	8	11 ～ 12	工場内にて、手動式帯鋸製材機で木材を製材作業中、帯鋸と定盤の間に木型を置き、押し方が入れる木材を引き方として作業中、木型が動き元に戻そうと左手を出した際、誤って回転中の帯鋸の刃に左中指が当たり切創を負った。	60	8	10401	1～ 9
8	2019	9	16 ～ 17	木材の角落とし加工を帯のこテーブルで行っていた際、右手中指先が鋸刃に接触して切断した。	60	8	10409	10 ～ 29
9	2019	10	15 ～ 16	道路脇に設置する案内板を作成するため、角材を切断していた。右手で電動鋸を使用し、左手で角材を押さえていたところ、鋸が右胸前辺りで跳ね上がり、とっさに左手で顔をガードしようとした。その際、軍手が鋸歯に巻き込まれ、左手小指を骨折した。	67	8	130101	100 ～ 299
10	2019	11	11 ～ 12	作業場にて、枠型ベニアを台鋸で製版中、人差し指を切り、右手挫創し、創部感染を負った。	40	8	30209	1～ 9
11	2019	12	8 ～ 9	製材工場にて、ノーマンツイン本気の帯鋸を交換中、鋸刃に装着しているゴム製のカバーを外している際、帯鋸を手動に回転させようと上部に引き上げた際、帯鋸と本気タイヤの間に左手親指を挟み負傷した。	36	7	10401	1～ 9

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html)(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例まで（2019年）](#)に戻る。